

## IHC2026 準備委員会規程

### (目 的)

**第1条** 定款第60条および細則第26条に基づき、一般社団法人園芸学会は、2026年に開催する第32回国際園芸学会議(The 32nd International Horticultural Congress 2026, IHC2026)とIHC2026実行委員会設立の準備のために、IHC2026準備委員会(以下「本委員会」とする)を置く。

### (組 織)

**第2条** 本委員会は、委員長、副委員長、事務局長、委員、本委員会担当理事から構成され、委員長が議長となる。

- 2 委員長、副委員長、事務局長は理事会の議を経て園芸学会長が委嘱する。
- 3 委員は委員長、副委員長、事務局長、および本委員会担当理事が合議により、正会員の中から選任し、園芸学会長が委嘱する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは副委員長がその職務を代行する。

### (任期)

**第3条** 本規定が承認された日をもって、委員会の設立とする。第1条の目的が達成された日をもって、委員会を解散する。各委員の任期は、各委員が委嘱された日を開始とし、本委員会が終了した日、または委員長が必要と認めた日を終了とする。

### (活動内容)

**第4条** 本委員会は、IHC2026開催準備のために必要な以下の項目について、それぞれ責任者を配して検討する。

- (1) 国際関係
- (2) 財務(寄付募集を含む)
- (3) プログラム編成
- (4) 会場設営・懇親会
- (5) 見学
- (6) 広報
- (7) 出版(Acta Horticulturae)
- (8) 庶務

### (開 催)

**第5条** 本委員会は、園芸学会春季大会および秋季大会に合わせて年2回開催する。必要に応じて臨時委員会を開催する。臨時委員会の参集範囲は、実行委員長が決定する。

### (事務局)

**第6条** 本委員会の事務局は中西印刷株式会社内(〒602-8048 京都市上京区下立売小川東入)におき、事務局長は議事録の整備と理事会への報告、その他本委員会に関

する事務を行う。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

付 則

(実施期日)

本規程は、令和2年2月29日から実施する。